

第 1 請求の受付

1 請求人

山形市相生町 5 番 25 号

弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所気付

市民オンブズマン山形県会議 代表者 高橋敬一
同 渡邊 寛

米沢市中央 4 丁目 3 番 17 号 高橋敬一

山形市大字門伝 4158 番地 渡邊 寛

2 請求書の提出

平成 23 年 3 月 28 日

3 請求の内容（措置請求書の原文に即して記載した。）

(1) 措置の要求

山形県知事が別紙「山形県議会政務調査費違法・不当支出一覧表」記載の山形県議会議員に対して、平成 21 年度において交付した政務調査費のうち、前記「一覧表」の「違法・不当支出額（円）」記載の金額の返還請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、監査委員が山形県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

(2) 請求の理由（違法・不当な行為）

ア 別紙「山形県議会政務調査費違法・不当支出一覧表」（以下「一覧表」という。）の「議員氏名」欄記載の県議会議員は、平成 21 年度において、月額金 28 万円の政務調査費の交付を受けている。

イ その政務調査費は、地方自治法第 100 条第 14 項の「その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」の定めを受けて、「山形県政務調査費の交付に関する条例」に基づき、山形県議会議員に交付されているものである。

従って、県議会議員のその交付金の使途は、「県政に関する」調査研究に資するために必要な経費の目的に限定されることになる。

ウ 「一覧表」記載の「違法・不当支出額（円）」欄記載の金額は、前項の目的外の使途と判断されるべきで、その使途は違法、少なくとも不当と評価されるべきである。

なお、その支出の具体的内容は、事実証明書として提出した各県議会議員にかかる「請求明細」資料で特定しており、その支出が、違法・不当である理由も、その「請求明細」資料で、個別に明らかにしている。

エ なお、山形県議会では、この政務調査費の使途に関して、一定の基準（条例施行規程及びその規程内容を具体化した「山形県政務調査費の取扱いに対する要領」並びに「使途基準運用の目安」）を策定しているが、たとえ、その基準に従って外形的には使途されているとしても、その使途の実質的内容が問われるべきであり、その使途の外形で、当・不当や合法・違法の判断がなされるべきものではないことを念のため付言する。

(別紙)

山形県議会政務調査費違法・不当支出一覧表

議席番号・議員氏名	違法・不当支出額(円)	
2 吉村和武	80,896	
3 榎津博士	30,166	
4 高橋啓介	19,840	
5 阿部昇司	81,785	
6 森谷仙一郎	18,800	
7 鈴木 孝	86,014	
9 竹田千恵子	222,112	
10 菅原 元	170,797	
13 木村忠三	177,846	
14 伊藤誠之	66,198	
15 青柳信雄	170,149	
16 小池克敏	194,733	
17 中川 勝	100,719	
18 小野幸作	6,517	
19 児玉 太	497,500	
21 伊藤重成	236,665	
22 船山現人	173,499	
23 寒河江政好	12,960	
24 吉田 明	90,610	
25 田沢伸一	326,139	
26 森田 廣	99,265	
27 坂本貴美雄	100,092	
28 星川純一	1,939,775	
29 加藤国洋	168,060	
30 佐藤藤彌	661,249	
31 澤渡和郎	504,510	
32 志田英紀	78,287	
33 野川政文	310,350	
34 広谷五郎左工門	51,000	
35 土田広志	446,600	
36 阿部賢一	426,238	
37 鈴木正法	10,518	
38 佐貝全健	169,569	
39 平 弘造	27,883	
40 阿部信矢	790,800	
41 今井榮喜	35,670	
43 松澤洋一	61,701	
44 後藤 源	94,088	
	8,739,600	

事実証明書＜請求明細＞（要約）

区 分		件数	金額(円)	
A	県議会より費用弁償が行われた置賜地域議員協議会関係			
	二重支出ではないか	1	1,961	
	費用弁償が行われ、協議会に出席している筈なのに支出されている旅費	1	24,290	
	閉会后政務調査費を充当するのに適さない飲食を主目的とする懇談会会費の支出（会場米沢市「志ん柳」）	6	30,000	
B	主催の県（総合支庁）等より費用弁償が行われたと思われる会合			
	1 置賜総合支庁意見交換会（5月8日）			
	二重支出ではないか	6	5,846	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会費（会場米沢市「志ん柳」）	8	39,300	
	2 置賜総合支庁行政懇談会（5月20日）			
	二重支出ではないか	7	7,626	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会費（会場米沢市「志ん柳」）	7	35,000	
	3 置賜総合開発協議会行政懇談会（11月20日）			
	二重支出ではないか	4	8,362	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会費（会場長井市タスパークホテル）	6	30,000	
	4 最上総合支庁県政懇談会（4月24日）			
	二重支出ではないか	4	6,206	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会（新庄市）	4	20,000	
	5 最上総合支庁県政検討会（予算説明会）（2010年2月17日）			
	二重支出ではないか	3	2,072	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会（新庄市「とりや」）	4	20,000	
	6 村山総合支庁西庁舎西村山地区政策意見交換会（4月24日）			
	二重支出ではないか	3	3,885	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会（寒河江市割烹旅館「叶屋」）	3	15,000	
	7 村山総合支庁西庁舎所管事業説明会（5月28日）			
	二重支出ではないか	3	2,935	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会（寒河江市割烹旅館「吉本」）	3	15,000	
	8 村山総合支庁北庁舎北村山地域政策懇談会（4月20日）			
	二重支出ではないか	3	1,110	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会（東根温泉「多茂登」）	3	15,000	
	9 村山総合支庁北村山管内主要事業説明会（5月21日）			
	二重支出ではないか	3	999	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会（東根温泉「石亭小松」）	3	15,000	
	10 村山総合支庁東南村山地域政策意見交換会（4月23日）			
	二重支出ではないか	1	1,110	
	閉会后飲食を主目的とする懇談会（ホテルキャッスル）	4	20,000	
	C	議員、政治家、市民としての活動であって「政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費」また、「政務調査費を充当するのに適さない会費等」に該当すると思われる支出	1,038	5,631,623
		自宅～事務所や県議会棟に移動する経費		
		旅費宿泊費が「特別職の職員の給与等支給条例」に規定する宿泊料の上限を超えた支出		
D	条例第10条第2項の趣旨に反し、政務調査の目的、内容、調査相手先等が不明で検討できず適正な公金の支出とは言い難い報告書	245	2,437,275	
E	自動車運転補助員日当支出は人件費として計上すべきもの（そもそも適正支出なのか疑問がある）	40	350,000	

(注) この要約は、請求書に添えられたものから作成した。

4 監査委員の除斥

平成 23 年 4 月 29 日に任期満了により退任した野川政文監査委員及び寒河江政好監査委員並びに平成 23 年 5 月 24 日に就任した舩山現人監査委員及び広谷五郎左工門監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により除斥した。

5 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項に定める要件を具備していると認め、平成 23 年 4 月 15 日に受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

平成 21 年度に山形県議会議員（以下「議員」という。）に交付された政務調査費の調査研究費のうち請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、知事が返還請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かを監査対象とした。

2 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、平成 23 年 4 月 20 日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

証拠の提出及び陳述には、請求人の市民オンブズマン山形県会議の代表である高橋敬一及び渡邊寛並びに代理人である佐藤欣哉、外塚功、遠藤健一郎及び舟越範夫の 6 名が出席した。

新たな証拠の提出はなかった。

陳述における請求人の主張の要旨は次のとおりであった。

山形県議会情報公開条例に基づき、平成 20 年度に引き続き、平成 21 年度も政務調査費に係る収支報告書の開示請求を行い、開示された収支報告書の問題点の分析を行ったものである。

平成 20 年度の収支報告書の問題点について、山形県議会議長（以下「議長」という。）に公開質問書を提出し、改善されることを期待したが、平成 21 年度の収支報告書にも同じような問題点が見られたことから、監査請求に至ったものである。

政務調査費の書類の量が膨大であることから、調査研究費に限定して監査請求したものである。

山形県議会（以下「議会」という。）で作成した政務調査費の手引に違反しているものは、明らかに違法、少なくとも不当と判断されるべきである。

議会主催の地域議員協議会後の懇親会の経費は、会議終了後に場所も変わっていることから、一体性も連続性も認められず、手引に反している。山形県の各総合支庁（以下「総合支庁」という。）主催の協議会も同様である。

実質的な意見交換を伴わない挨拶やテープカットだけのための会議等への出席、兼務している役員団体の役員会や総会の支出は、手引で適さないと定めている。

自宅から事務所や議会への交通費は、政務調査の目的を明示しない限り認められない。また、政務調査とおぼしき資料のない自家用車利用等の交通費の支出がある。

特定の議員について、議会へは自家用車を自分で運転しているにもかかわらず

ず、政務調査では運転補助員に運転をさせ、日当・食事代を支払っており、本
 当に補助員を付けているのか疑問である。

3 監査方針

政務調査費支出の適否を判断するため、根拠となっている「山形県政務調査費の
 交付に関する条例」(以下「条例」という。)\「山形県政務調査費の交付に関する条
 例施行規程」(以下「規程」という。)\「山形県政務調査費の取扱いに関する要領」
 (以下「要領」という。)\及び「政務調査費の手引」(以下「手引」という。)\に基づ
 いて、適正に支出されているか及び社会通念上妥当と判断されるかの観点から監査
 を行った。

4 監査対象部局

監査対象部局を、政務調査費の支出事務を担当している山形県議会事務局(以
 下「議会事務局」という。)\とした。

5 関係人

法第 199 条第 8 項の規定による関係人を、請求人から請求のあった平成 21 年度
 政務調査費に係る議員並びに係る山形県各総合支庁長及び置賜総合開発
 協議会会長とした。

第 3 監査の結果

1 事実証明書<請求明細>の検証

請求人が違法又は不当の具体的内容としている事実証明書<請求明細>につい
 て、その内容の検証を行った。

議会事務局に対する監査において、事実証明書<請求明細>の内容確認の状況
 を聴取するとともに、すべての案件について収支報告書原本との突合を行った結
 果、事実証明書<請求明細書>において、請求人の錯誤又は摘示誤りがあったの
 で、表 1 のとおり補正して監査を行った。

このことにより、「(別紙)山形県議会政務調査費違法・不当支出一覧表」につ
 いても表 2 のとおり補正して監査を行った。

なお、収支報告書に目的や具体的内容が記載されているにもかかわらず、事実
 証明書<請求明細書>には記載されていない案件が散見された。

表 1

区分	氏名	番号	項目	正	誤
C	吉村和武議員	3	支出年月日	2009/5/26	2009/5/21
		5	支出額	10,395	10,396
		計	支出額	80,895	80,896
C	阿部昇司議員	9	支出年月日	2010/1/8	2010/1/5
C	菅原元議員	2	支出年月日	2009/5/24	2009/5/23
		19	支出年月日	2009/4/5	1900/1/5
C	佐藤藤彌議員		支出年月日	2009/12/24	2009/12/14
			支出額	16,500	21,000
		計	支出額	656,749	661,249
C	澤渡和郎議員		支出年月日	2010/1/30	2010/1/31
			Bと重複 2009/4/23	BとCの重複記載	5,000

		計	件数・支出額	45件 494,510	46件 499,510
C	阿部賢一議員	56	支出年月日	2009/12/20	2009/12/19
		62	支出年月日	2010/1/18	2010/1/15
C	志田英紀議員	1	支出額	16,500	19,300
		3	支出額	13,300	18,900
		計	支出額	8件 69,887	8件 78,287
C	野川政文議員	27	支出年月日	2009/7/22	2009/7/13
C	総括表		件数	1,037	1,038
			対象支出額	5,613,722	5,631,623
D	星川純一議員	7	支出年月日	2009/6/5	2009/6/14
E	土田広志議員	25	支出年月日	2009/8/20	2009/8/30
		39	支出年月日 支出額	事実なし	2010/2/16 10,000
		計	支出額	39件 340,000	40件 350,000

表 2

議席番号・議員氏名	違法・不当支出額（円）	
	正	誤
2 吉村和武議員	80,895	80,896
30 佐藤藤彌議員	656,749	661,249
31 澤渡和郎議員	499,510	504,510
32 志田英紀議員	69,887	78,287
35 土田広志議員	436,600	446,600
（合計の欄）	8,711,699	8,739,600

2 監査対象部局の見解

議会事務局の関係職員に対して、政務調査費制度、政務調査費のチェック手続きの実態等についての見解を聴き取りした。

また、平成 21 年度政務調査費のうち、本件請求の支出に係る収支報告書の原本を確認するとともに、請求人の主張に係る議会事務局の見解を聴き取りした。

その内容は、以下のとおりである。

(1) 政務調査費制度の沿革

ア 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化を内容とする法の一部改正案が衆参両院とも全会一致で可決・成立し、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

改正法では第 100 条第 13 項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第 14 項においては、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定された。（現行法では第 14 項及び第 15 項に規定）

イ こうした動きを受け、山形県でも「山形県議会活性化検討委員会」において検討を行い、従来、要綱に基づき交付されていた山形県議会会派に対する

県政調査研究交付金に代えて、議員提案により平成 13 年 3 月に条例を制定（平成 13 年 4 月 1 日施行）し、政務調査費制度を創設した。

ウ その後、その用途や情報公開のあり方等に関する県民の関心の高まり等、条例制定後の社会情勢の変化等を踏まえ、政務調査費制度のあり方や当面する諸課題について検討を行うため、平成 19 年 6 月、議長のもとに「山形県議会政務調査費等検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置して検討を行い、平成 20 年 3 月に条例を改正して収支報告書への領収書その他証拠書類の添付を義務付けるとともに、用途基準の明確化のため要領を制定した。

エ 要領においては、実費支出の原則及び按分等による支出の基本的事項を定めるとともに、各支出科目の運用の目安及び政務調査費を充当するのに適さない経費を示している。

また、検討委員会における政務調査費制度の見直しの中で、手引が平成 20 年 2 月 21 日に決定された。手引の位置付けとしては、条例、規程及び要領で定めた事務処理方法、用途基準、各種様式を網羅するもので、政務調査費の用途などについて、その適否を具体的に判断する際の拠り所となるものである。

(2) 政務調査費制度（議員に係るもの）の概要

ア 議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1 月当たり 28 万円である。（条例第 3 条の 2）

イ 知事は、四半期ごとに、議員からの請求に基づき交付する。（条例第 7 条）

ウ 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収支報告書を翌年度の 4 月 30 日まで議長に提出しなければならない。（条例第 10 条）

エ 議員は、交付を受けた額に残余がある場合は、県に返還しなければならない。（条例第 12 条）

オ 議長は、議員から提出された収支報告書を 5 年間保存しなければならない。（条例第 13 条）

カ 何人も収支報告書の閲覧を請求することができる。（条例第 14 条）

(3) 議会事務局によるチェック体制

ア 条例第 11 条において「議長は、政務調査費の適正な使用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとし、その結果必要があると認めるときは、会派及び議員に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。」と規定している。

議会事務局においては、この規定に基づき、収支報告書及び領収書等の添付書類の内容が用途基準等に適合するかどうかなどについてチェックを行っている。

イ チェックの結果、議員からの確認が必要な項目等については文書にて議員ごとに確認し、適宜加筆・修正等を求めている。

その結果、改めて提出された内容について、再度チェックを行い、必要なものについては確認し、加筆・修正等を求めている。

これらのチェック作業については、4 月末日に前年度 1 年分の提出を受けてからチェックを始めては十分に時間を確保できないことから、四半期ごとに提出を受け、適正なチェックに努めている。

(4) 請求人の主張に係る議会事務局の見解

ア 議会事務局としては、政務調査費の支出について前述のとおり適正にチェックを行っている。また、議員に確認する場合においては、平成 22 年 3 月 23 日最高裁判決における、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである。」との判示等も勘案している。

イ 請求人が事実証明書において摘示している支出については、調査研究費として適正に支出されたものであると判断している。

3 事実関係の確認及び判断

請求書に添付されている「事実証明書〈請求明細〉」の区分（請求人表記のとおり）ごとに、以下のとおり確認及び判断を行った。

(1) A 県議会より費用弁償が行われた置賜地域議員協議会関係

ア 費用弁償と政務調査費との二重支出等について

(ア) 請求人主張の趣旨

議会事務局より費用弁償が支給された置賜地域議員協議会（以下「地域議員協議会」という。）の当日に支出した平弘造議員及び木村忠三議員の政務調査費に係る交通費等は二重支出ではないか。

(イ) 事実確認

a 議会事務局に対する監査

地域議員協議会の主催者であり、また、政務調査費の担当部局である議会事務局に対して、監査で聴取したところ、次の回答があった。

(a) 地域議員協議会の出席に係る経費に関しては、議会事務局において費用弁償を支出している。

(b) 地域議員協議会は、平成 21 年 11 月 17 日 13 時から山形県置賜総合支庁において開催し、置賜地域選出の議員全員が出席している。

(c) 両議員の政務調査に係る日程は確認していないが、調査目的等が用途基準に適合していることから政務調査費の支出は適正である。

b 関係人に対する調査

議会事務局に対する監査では、当日の日程を把握できなかったことから、関係人である平弘造議員及び木村忠三議員に対して、文書による調査を実施し、次の回答があった。

(a) 平弘造議員は、当日午前米沢市において別件の政務調査を実施し、一時帰宅した。その後、地域議員協議会に出席した。

(b) 木村忠三議員は、前日から引き続き、東京都において別件の政務調査を実施していたが、地域議員協議会当日に帰宅後、議員協議会に出席した。

(ウ) 判断

両議員とも、費用弁償が支出された地域議員協議会とは別件での政務調査活動を行ったものと思料され、二重支出に当たるとは言えない。

イ 会議に引き続く飲食を伴う懇談会について

(ア) 請求人主張の趣旨

会議閉会后に開催されたものであり、会議との一体性が認められず、政

務調査費を充当するのに適さない飲食を主目的とする懇談会である。

(イ) 事実確認

議会事務局に対する監査において、会議の趣旨、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

a 会議主催者としての見解

懇談会は会議と一体的に開催しており、意見交換等を行っている。

b 使途基準の解釈及び判断

手引において、他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費については、「政務調査活動としての会議との一体性があり、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分(会費等)を調査研究費から支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として 5,000 円程度とする。」と規定されていることから、この場合においても使途基準に適合する。

(ウ) 判例等

飲食を伴う会合が、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ、金額についても社会通念上相当であると具体的に認められる場合、政務調査費を飲食代として支出することはできるとの趣旨の判示がなされている。

また、他県においても、会議等との一体性がある場合は政務調査費としての支出を認めている。

(参考：関係判例)

・ H19.10.12 長野地裁判決 H17(行ウ)第 16 号

・ H20.2.4 名古屋高裁判決 H18(行コ)第 8 号 (H18.6.19 金沢地裁判決 H17(行ウ)第 6 号を引用)

(I) 判断

意見交換を目的とする会議と一体性があり、実質的にも意見交換が行われていると思料され、金額も 5,000 円と社会通念上も妥当な範囲内と認められることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(2) B 主催の県(総合支庁)等より費用弁償が行われたと思われる会合

ア 費用弁償と政務調査費との二重支出について

(ア) 請求人主張の趣旨

置賜総合支庁意見交換会(5月8日、6名出席)、置賜総合支庁行政懇談会(5月20日、6名出席)、置賜総合開発協議会行政懇談会(11月20日、4名出席)、最上総合支庁県政懇談会(4月24日、4名出席)、最上総合支庁県政検討会(予算説明会)(2010年2月17日、3名出席)、村山総合支庁西庁舎西村山地区政策意見交換会(4月24日、3名出席)、村山総合支庁西庁舎所管事業説明会(5月28日、1名出席)、村山総合支庁北庁舎北村山地域政策懇談会(4月20日、3名出席)、村山総合支庁北村山管内主要事業説明会(5月21日、2名出席)、村山総合支庁東南村山地域政策意見交換会(4月23日、1名出席)について、その出席者は交通費に政務調査費を充当しているが、それぞれの会議の主催者から費用弁償が支給されていると思われる。二重支出ではないか。

なお、佐貝全健議員は置賜総合支庁意見交換会（5月8日）に欠席していると思われるが交通費を支出している。

また、置賜総合開発協議会行政懇談会（11月20日）における平弘造議員の政務調査に係る交通費は当該会議出席に係るものではないが実態はあるのか。

(1) 事実確認

関係人に対して文書による調査を実施したところ、次のとおり回答があった。

a 会議の主催者である関係総合支庁長及び置賜総合開発協議会会長に対する関係人調査

総合支庁主催の各会議及び置賜総合開発協議会主催の会議については、出席議員に対して費用弁償は支出していない。

b 置賜総合支庁意見交換会（5月8日）における佐貝全健議員の費用弁償に関する置賜総合支庁長に対する関係人調査

出席予定であった佐貝全健議員が日程の都合上当日欠席した。

c 置賜総合開発協議会行政懇談会（11月20日）における平弘造議員の政務調査に係る交通費に関する平弘造議員に対する関係人調査

行政懇談会の開催前に、別件での調査活動を実施している。

(ウ) 判断

各会議について、議員への費用弁償の支出の事実はなく、二重支出には当たらない。

また、置賜総合開発協議会行政懇談会（11月20日）における平弘造議員の政務調査に係る交通費に関しては、別件での政務調査活動を行ったものと思料され、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、平成23年5月13日に収支報告書の記載誤りによる訂正が行われた佐貝全健議員の研究調査費（交通費）1,184円の支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

イ 会議に引き続く飲食を伴う懇談会

(ア) 請求人主張の趣旨

置賜総合支庁意見交換会（5月8日、7名出席）、置賜総合支庁行政懇談会（5月20日、7名出席）、置賜総合開発協議会行政懇談会（11月20日、6名出席）、最上総合支庁県政懇談会（4月24日、4名出席）、最上総合支庁県政検討会（予算説明会）（2010年2月17日、4名出席）、村山総合支庁西庁舎西村山地区政策意見交換会（4月24日、3名出席）、村山総合支庁西庁舎所管事業説明会（5月28日、3名出席）、村山総合支庁北庁舎北村山地域政策懇談会（4月20日、3名出席）、村山総合支庁北村山管内主要事業説明会（5月21日、3名出席）、村山総合支庁東南村山地域政策意見交換会（4月23日、4名出席）について、その出席者は各会議後の懇談会費や代行車料金に政務調査費を充当しているが、会議閉会後に開催されたものであり、会議との一体性が認められず、政務調査費を充当するのに適さない飲食を主目的とする懇談会である。

(1) 事実確認

a 議会事務局に対する監査

議会事務局に対する監査において、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

手引において、他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費については、「政務調査活動としての会議との一体性があり、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分(会費等)を調査研究費から支出することはできる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として 5,000 円程度とする。」と規定されていることから、この場合においても使途基準に適合する。

なお、運転代行料に関しては、調査研究費の使途内容として「交通費」を例示しており、これに含まれると解する。

b 関係人に対する調査

会議の主催者である関係する総合支庁長及び置賜総合開発協議会会長に対して、文書による関係人調査を実施したところ、会議と一体的に開催されており、意見交換等が行われているとの回答があった。

(ウ) 判例等

飲食を伴う会合が、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ、金額についても社会通念上相当であると具体的に認められる場合、政務調査費を飲食代として支出することはできるとの趣旨の判示がなされている。

また、他県においても、会議等との一体性がある場合は政務調査費としての支出を認めている。

(前記(1) - イ - (ウ)の参考を参照)

(I) 判断

意見交換を目的とする会議と一体性があり、実質的にも意見交換が行われていると思料され、金額も 5,000 円と社会通念上も妥当な範囲内と認められることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

なお、運転代行料については、本体の会議が調査研究費の対象となること及び交通費としてタクシー代金の使用を認めていることを考慮すれば、社会通念上、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(3) C 議員、政治家、市民としての活動であって「政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費」また、「政務調査費を充当するのに適さない会費等」に該当すると思われる支出

ア 請求人主張の趣旨

兼務している役員団体の役員会や総会への参加は、政党活動又は私的活動であり「政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費」に、挨拶やテープカットだけの出席に要する経費など意見交換を伴わない会合等への参加費は、「政務調査費を充当するのに適さない会費等」に該当すると思われる、これらは違法、少なくとも不当な支出である。

イ 事実確認

(ア) 議会事務局に対する監査

議会事務局に対する監査において、請求人が違法又は不当の理由として「政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費」及び「政務調査費を充当するのに適さない会費等」に関する使途基準の解釈を聴取するとともに、議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

a 議会事務局による使途基準の解釈

(a) 会議費等

手引において、具体的に「挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費」や「飲食を主目的とした懇談会会費」等を例示していることから、収支報告書に「意見交換を行った」「～について状況を聴き取りした」等の記載があれば充当可能と考える。

また、仮に記載がない場合であっても、議員が当該会合に出席した場合に参加者と意見交換等を行うことは類推できることから充当可能と考える。

一般に、多岐にわたる議員活動の中から政務調査費を充当しているものであり、その妥当性について各議員の合理的な判断があったものと考えられる。

また、各種会合に出席した場合、議員は他の参加者との間で情報交換を行うことや県政に関することについて情報を収集することは極めて自然な行為であり、各議員の「調査等を行った」という判断により、政務調査費を充当することは可能と考える。

(b) 年会費等

町会費やPTA会費等の個人の立場で加入している団体への会費や、団体の活動総体が政務調査に寄与しないと考えられる団体への会費は対象外であるが、年会費を納入することにより、県政に関する情報収集、会員との情報交換等を行う場合の会費は充当可能と考える。

(c) 政治活動と思われる経費

要領において具体的な例示はないものの、国会議員や市町村議会議員との会合は、当然に意見交換、県政に係る情報交換を伴うことから、充当可能と考える。

(d) 視察入場料

県政上の課題研究に適合するものとして充当可能と考える。

b 議会事務局としての判断

事実証明書<請求明細書>に記載されているすべてについて、使途基準に適合していると判断している。

(イ) 関係人に対する調査

収支報告書に調査研究の支出に係る事実内容の記載がないものについては、関係議員に対して文書による調査を実施した。その結果、いずれも意見交換や調査活動が行われているとの回答があった。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書の訂正届出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

氏名	件数	要返還額(円)	訂正理由	訂正年月日
菅原 元議員	2	3,330	記載誤り	平成 23 年 5 月 13 日
青柳信雄議員	2	7,600	記載誤り	平成 23 年 5 月 13 日
小池克敏議員	2	7,440	記載誤り	平成 23 年 5 月 13 日
阿部賢一議員	7	78,787	記載誤り	平成 23 年 5 月 13 日

ウ 判断

収支報告書の記載内容及び関係人調査の回答から使途基準との適合性及び調査研究の実質があると思料され、請求人からこれを否定する証拠の提出もなされていないことから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えないと判断する。

C 自宅～事務所や県議会棟に移動する経費

ア 請求人主張の趣旨

自宅から事務所や議会への移動するための交通費は、政務調査の目的を明示しない限り、支出は認められない。

イ 事実確認

(ア) 議会事務局に対する監査

議会事務局に対する監査において、自宅から事務所や議会への移動するための交通費に関する使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

a 議会事務局による使途基準の解釈

手引において、調査研究費の中に「交通費実費」が例示され、情報収集等が行われたことが類推できる。

b 議会事務局としての判断

自宅から事務所や議会への移動するための交通費は使途基準に適合していると判断している。

(イ) 関係人に対する調査

収支報告書に調査研究の支出に係る事実内容の記載がないものについては、関係議員に対して文書による調査を実施した。その結果、いずれも事務所や議会執務室において政務調査活動が行われているとの回答があった。

ウ 判断

収支報告書の記載内容及び関係人調査の回答から使途基準との適合性及び調査研究の実質があると思料され、請求人からこれを否定する証拠の提出もなされていないことから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えないと判断する。

C 旅費宿泊費が「特別職の職員の給与等支給条例」に規定する宿泊料の上限を超えた支出

ア 請求人主張の趣旨

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例に規定する宿泊料を超えた政務調査費の支出は違法又は不当な支出である。

イ 事実確認

収支報告書と突合したところ、金額については、請求人の誤った摘示であ

ることを確認した。

氏名	番号	項目	正	誤
佐藤藤彌議員		支出額	16,500	21,000
志田英紀議員	1	支出額	16,500	19,300
	3	支出額	13,300	18,900

ウ 判断

収支報告書には、手引に例示された山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例に規定する宿泊料の甲地 16,500 円、乙地 13,300 円が記載されており、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

- (4) D 条例第 10 条第 2 項の趣旨に反し、政務調査の目的、内容、調査相手先等が不明で検討できず適正な公金の支出とは言い難い報告書（議員氏名のみ記載・内容別紙）

(注) 条例第 10 条第 2 項は、収支報告書の提出期限を定めた規定であり、請求人の誤った引用である。

ア 公共交通機関の交通費、宿泊料及び旅行代金について

(ア) 請求人主張の趣旨

収支報告書の記載からは、調査の目的、内容等が不明で内容を検討できないことから、適正な公金の支出とは言い難い。

(イ) 事実確認

a 議会事務局に対する監査

議会事務局に対する監査において、事実関係を確認し、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

a) 事実関係

収支報告書については、条例第 10 条第 1 項で様式を定めており、手引では、「事業実施内容」は調査研究費の主な事業内容（事業名、実施回数、場所、参集範囲等）を、「事業の成果等」は調査研究活動に係る事業の項目（目的）ごとに事業の成果等を記載するとしているが、当該議員の一部の収支報告書には、調査の目的、内容等に記載不足があった。

b) 使途基準の解釈及び判断

手引の中で使途基準の運用の目安として例示している交通費、宿泊費であることから、調査研究費である。

b 関係人に対する調査

記載不足の内容を補完するため、関係人に対して文書による調査を実施した結果、調査研究費支給の対象となる意見交換、調査を実施しているとの回答があった。

(ウ) 判断

関係人調査の結果、調査の目的、内容等が明らかになり、使途基準との適合性及び調査研究の実質があると思料されることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

イ 自家用車利用による調査について

(ア) 請求人主張の趣旨

自家用車を利用した政務調査費に係る交通費の支出については、収支報告書の記載では、政務調査の目的、内容、調査相手先等が不明で内容を検討できないことから、適正な公金の支出とは言い難い。

(イ) 事実確認

a 議会事務局に対する監査

議会事務局に対する監査において、事実関係を確認し、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

a) 事実関係

請求人摘示の事実証明書の基資料となった条例第 10 条第 5 項に規定する議長が定めた様式（政務調査費支払証明書）には、走行区間、距離数の記載はあるが、調査相手先等の記載はない。

b) 使途基準の解釈

自家用車利用の場合は、領収書の取得が困難なことから、収支報告書に支払証明書を添付し、それには走行区間、距離数及び内容を記載することとしており、調査の相手先まで求めてはいない。

c) 議会事務局の判断

手引の中で、調査研究費の交通費に例示されており、適正な政務調査費の支出である。

b 関係人に対する調査

関係人に対して文書による調査を実施したところ、次のとおり回答があった。

政務調査費に充当するのに適する県政に関する調査として実施したもので、走行距離については、「自家用車利用時の早見表」を基準に車両メーターの移動実測と合わせ記載したものであり、目的地への距離と早見表との差異は他を經由した場合である。

県内をつぶさに回り国に訴え、県、市町村一丸となって交通網、そして流通網の整備促進を続けるべきであり、そのような意味において、県内を時間のある都度巡回することは必要と考えている。

(ウ) 判断

支払証明書には、走行区間、距離数及び調査内容の記載があり、使途基準に適合した政務調査であると思料され、調査相手先等が記載されていないことをもって直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

- (5) E 自動車運転補助員日当支出は人件費として計上すべきもの（議員氏名 35 土田広志）（内容別紙であるが、そもそも適正支出なのか疑問がある）
40 件 350,000 円

(注) 収支報告書と突合したところ、請求人の誤った摘示で支出事実がないもの 1 件 10,000 円があり、39 件 340,000 円に補正して監査を行った。

ア 請求人主張の趣旨

自動車運転補助員日当は調査研究費ではなく、人件費として計上すべきである。当該議員は、議会へは自家用車を自分で運転しているにもかかわらず、政務調査では運転補助員に運転をさせ、日当・食事代を支払っており、本当

に補助員を付けて政務調査を実施しているのか疑問である。

イ 事実確認

議会事務局に対する監査において、事実関係を確認し、使途基準の解釈及び議会事務局としての判断を聴取したところ、次の回答があった。

(ア) 事実関係

収支報告書には、調査内容(目的)及び調査場所の記述があり、「視察補助員手当、現場案内、運転助手」として支出されている。また、視察補助員の領収書も添付されている。

(イ) 使途基準の解釈及び判断

当該事案の場合、特定の補助員を雇用して広範な調査業務に従事させているわけではなく、地域の実情等を調査するに当たり、その都度、行き先に応じて、地元の方に現場案内を兼ねて運転を依頼しているものであるから、支出科目については、契約雇用関係に基づく人件費ではなく、現場調査の手伝いに対する謝金と捉えれば、調査研究費と考えられる。

ウ 判断

収支報告書には、調査目的及び調査場所の記載があり、領収書も添付されていることから、適正な支出と思料され、現場案内及び自動車運転といった具体的な業務に対する謝礼は、使途基準に適合した調査研究費と認められることから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

4 結論

以上のことから、本件請求については、政務調査費に違法又は不当な支出があったとは言えず、また、知事が財産の管理を怠った事実も認められないことから棄却する。

5 意見

本件監査請求に対する監査結果は上記のとおりであるが、このことを踏まえ監査委員の意見を次のとおり付す。

政務調査費の目的は、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるためのものであり、これをどのように活用するかは本来議員の自律的判断に委ねられるべきである。

その一方、政務調査費は公金から支出されており、その使途は限定され、県民への説明責任が求められているところであり、これまで議会においては、すべての支出について領収書その他の証拠書類の写しの添付を義務付けるなど、政務調査費の適正化、透明化に向け努力されてきたところである。

しかしながら、今回の監査では、一部の支出について収支報告書に必要事項が記載されていないことなどから、関係人調査を実施することとなったところである。これを契機に、今後、議会において制度の在り方等に検討を加え、より一層透明性を確保し、県民に対して十分に説明責任を果たすことができる政務調査費制度となることを期待するものである。

参考とした判例

【平成 19 年 10 月 12 日 / 長野地方裁判所 / 判決 / 平成 17 年（行ウ）第 16 号】

- ・ 調査研究の場において、目的達成の上で、関係者と飲食等をすることもあり得るところであり、飲食を伴う会合の会費についても、県の事務所及び地方行政に関する調査研究に伴い、社会通念上相当と認められる範囲において、調査研究のための一種の経費として、政務調査費を充てることができるのが相当である。

【平成 20 年 2 月 4 日 / 名古屋高等裁判所金沢支部 / 第 1 部 / 判決 / 平成 18 年（行コ）第 8 号】

（【平成 18 年 6 月 19 日 / 金沢地方裁判所 / 判決 / 平成 17 年（行ウ）第 6 号】を引用）

- ・ 政務調査費を飲食代金として会議費費目で支出することは、正当な目的を有する政務調査費との関係で必要性があり、かつ金額についても社会通念上相当であると具体的に認められない限り、本県使途基準に反するというべきである。

【平成 22 年 3 月 23 日 / 最高裁判所第三小法廷 / 判決 / 平成 21 年（行ヒ）第 214 号】

- ・ 議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。